

赤磐市国民健康保険特定健康診査受診率向上業務
受託者選定プロポーザル事務処理要領

令和4年4月

赤磐市 市民生活部 市民課

1. 業務名

赤磐市国民健康保険特定健康診査受診率向上業務

2. 目的

赤磐市が実施する「赤磐市国民健康保険特定健康診査受診率向上業務」について受託者を選定するために、提案方式による業者選定を実施する。

3. 業務内容

本業務に係る業務内容については、別紙「赤磐市国民健康保険特定健康診査受診率向上業務に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）によることとする。

4. 業者の選定

赤磐市に関心を持ち、赤磐市国民健康保険特定健康診査受診率向上業務に対して積極的に支援する意思を持ち、業務を遂行するうえでの信用と実績を有している業者から提案を受け、提出書類、企画提案書の内容等を評価し、最も優れた業者を受託候補者とする。

(1) 参加資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 赤磐市の令和3年度入札参加資格者名簿（物品・役務）に登載されている者であること。
- ③ 公告日から契約締結日までの期間に、赤磐市の指名停止等の措置を受けていない者であること。
- ④ 赤磐市暴力団排除条例（平成23年赤磐市条例第18号）第2条第1号から第3号までに該当しない者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
- ⑥ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑦ 国税及び地方税を完納している者であること。
- ⑧ 特定健康診査受診率向上業務の実績を有する者であること。
- ⑨ プライバシーマーク又はISO27001/ISMSの認証を取得している者であること。

5. 公募予定日

令和4年4月14日（木）
（赤磐市ホームページにて公募）

6. 参加申込書提出期限予定日

令和4年5月9日（月）午後5時まで

7. 質疑締切り予定日

令和4年5月9日（月）午後5時まで

8. 質疑回答予定日

令和4年5月12日（木）

9. 参加資格審査結果通知予定日

令和4年5月12日（木）

10. 企画提案書等の提出期限予定日

令和4年5月24日（火）午後5時まで

11. プレゼンテーション実施予定日等

令和4年5月30日（月）
（時間、場所等の詳細は後日連絡します）

12. 受託候補者決定通知書発送予定日

令和4年6月上旬

13. 提出を求める書類等

(1) 参加申込書の提出

下記の①から⑥までの書類を各1部提出させる。

- ① 提案参加申込書（様式第1号）
- ② 誓約書
- ③ 委任状（代理人を定める場合）
- ④ 業務受託実績書

※特定健康診査受診率向上などの業務実績を有することが確認できる契約書の写し及び業務の概要が確認できる書類を添付すること。

- ⑤ 会社の事業概要がわかる会社案内等の資料
- ⑥ プライバシーマーク又はISO27001/I SMSの認証を取得していることを証する書類の写し

(2) 企画提案書等の提出

- ① 企画提案書 8部（任意様式）

※仕様書の業務内容に掲げる事項について具体的な提案をするとともに、会社概要（業務実績・営業所・従業員数等）、保健事業実績、業務の実施手順及び実施体制（責任者及び担当者の配置、連絡体制等）、業務スケジュール、業務で使用する各通知のサンプルを記載すること。

※書類は原則としてA4判とする。（A3判による折り込み頁の挿入は可とする。）

※企画提案書の提出は、1者につき1件とする。

- ② 見積書 1部（任意様式）

※業務内容ごとの内訳が分かるよう、消費税込で記載すること。

(3) 提出先

赤磐市市民生活部市民課

14. 審査方法等

(1) 選定委員（6名）

副市長・市民生活部長・保健福祉部長・市民課長・健康増進課長・健康増進課員（1名）とする。やむを得ない理由により審査会の会議に出席できない委員は、代理人により議決権を行使することができる。

(2) 審査方法

審査は、総合審査方式により行う。提案参加者からの提出書類、企画提案書、プレゼンテーションの内容及び見積書等を比較・検討し総合的に審査、採点することにより、最高点となった受託候補者1者を選定する。ただし、配点合計点の6割に達しなければ失格とする。

(3) 評価、審査項目

別紙審査基準のとおり

15. その他

- ① 企画提案書作成等、本プロポーザル参加に要する費用は提案参加者の負担とする。
- ② 事故の発生等により必要と判断した場合、本プロポーザルの中止、延期又は取り消しをすることができる。この場合において、本プロポーザルに参加しようとする者に損害が生ずることがあっても市はその責を負わない。
- ③ 提案参加者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立し、その場合は、1者について審査した上で受託候補者として適当と認めた場合は、受託候補者を選定する。
- ④ 提出書類に虚偽または不正の記載があった場合は、失格とする。
- ⑤ 提出書類は返却しない。
- ⑥ 提出後は、内容について追加・変更・差替は一切認めない。
- ⑦ 提出された提案書等は、本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- ⑧ 提案における著作権等には十分注意した上で提案すること。万一これらに係る紛争等が発生した場合は、提案参加者の責任において解決すること。
- ⑨ 審査内容については公表しない。また、審査内容についての質問は受け付けない。
- ⑩ 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- ⑪ 契約金額については、赤磐市と受託候補者との示談により決定する。